

愛知県産業労働センター(仮称)整備・運営事業実施方針の修正について

平成 17 年 10 月 13 日

産業労働総務課

8月29日に公表した愛知県産業労働センター(仮称)整備・運営事業実施方針を下記のとおり修正しましたのでお知らせします。

記

| 頁 | 行 | 修正前 | 修正後 |
|----------------|----|---|--|
| 4 | 15 | 貸館施設及び駐車場を利用するものから徴収する利用料金及びレストラン、県内産品展示即売所の売上は、 <u>直接に選定事業者の収入となります</u> （なお、入居団体が使用する事務室スペース等の賃料は、県の収入となります。）。 | 貸館施設及び駐車場を利用するものから徴収する利用料金は、 <u>直接に選定事業者の収入となります</u> （なお、入居団体が使用する事務室スペース等の賃料は、県の収入となります。）。 |
| 4 | 20 | ・・・これらの施設の運営に係る収入及び費用は事業者に帰属し、事業者の <u>独立採算</u> で運営するものとします。 | ・・・これらの施設の運営に係る収入及び費用は事業者に帰属し、事業者の <u>責任</u> で運営するものとします。 |
| 9 | 21 | (イ)県から指名停止の措置を受けていないこと。 | (イ)県から指名停止の措置を受けていないこと。 <u>ただし、指名停止期間が2週間以下のもので、かつ法令違反を根拠としないものについてはこの限りでない。</u> |
| 10 | 16 | (イ) <u>建築業務</u> に当たる企業 a から c (略) d 愛知県建設部において認定された <u>建築工事業の総合点数が 1,200 点以上であること。</u> なお、審査基準日等の詳細については、入札公告等において示します。 | (イ) <u>建設業務</u> に当たる企業 a から c (略) d 愛知県建設部において認定された <u>建設工事業の経営事項評価点数が、以下の点数以上であること。</u> <u>建築工事 1,200 点</u> <u>電気設備工事 1,000 点</u> <u>管工事 1,000 点</u> なお、審査基準日等の詳細については、入札公告等において示します。 |
| 別添資料2 2頁26行 | | ・・・全て当該 <u>協力者</u> の負担とする。 | ・・・全て当該 <u>協定者</u> の負担とする。 |